

小樽市不妊治療費等助成事業のご案内

小樽市では、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、保険適用の生殖補助医療と併用可能な先進医療に要した費用の一部を助成します。

対象となる方

- ▶ 保険適用の生殖補助医療と併用して実施した先進医療（厚生労働大臣が定める不妊治療の技術）を受けた方
- ▶ 令和8年4月1日以降に保険適用の1回の不妊治療（生殖補助医療と併用して実施した先進医療）を開始し、令和9年3月31日までに治療が終了した方（書類の準備に時間がかかるなどの理由により、令和9年3月31日までに申請ができなかった場合は、令和9年5月末日まで延長します。）
- ▶ 治療期間の初日の妻の年齢が43歳未満である夫婦
- ▶ 申請日に夫婦のいずれかが小樽市内に住所を有する方
- ▶ 婚姻（事実婚を含む）している夫婦

対象となる治療

先進医療として厚生労働省が告示している不妊治療
（※最新の状況は厚生労働省ホームページでご確認ください。）

- ・子宮内膜刺激術（SEET 法）
 - ・タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養
 - ・子宮内膜擦過術（子宮内膜スクラッチ）
 - ・ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術（PICSI）
 - ・子宮内膜受容能検査 1（ERA）
 - ・子宮内細菌叢検査 1（EMMA/ALICE）
 - ・二段階胚移植術
 - ・子宮内細菌叢検査 2（子宮内フローラ検査）
 - ・子宮内膜受容能検査 2（子宮内膜受容期検査）（ERpeak）
 - ・強拡大顕微鏡を用いた形態学的精子選択術（IMSI）
 - ・膜構造を用いた生理学的精子選択術（Zymot）
- など

助成回数

保険適用の不妊治療と併用可能な先進医療を用いた1回の不妊治療

- ▶ 1回の不妊治療とは、治療計画から「妊娠確認」等に至るまでの不妊治療の過程を指します。ただし、医師の判断に基づき治療を中止した場合等も対象となります。
- ▶ 他自治体で助成を受けた回数を合算します。

治療開始時の妻の年齢	助成上限回数
40歳未満	1子ごとに6回まで
40～43歳未満	1子ごとに3回まで

助成額

1回の先進不妊治療に要した、先進医療部分の治療費（自己負担額）の10分の7（上限35,000円）を助成します。

※ 文書料等は含まれません。

申請に必要な書類

- ① 小樽市不妊治療費等助成事業申請書
こども家庭課（こども家庭センター）窓口または小樽市ホームページからダウンロード可能
- ② 不妊治療費等助成事業受診等証明書
治療終了後、医療機関に作成依頼
- ③ 領収書の写し、診療明細書の写し
- ④ 住民票謄本（世帯全員の住民票）
申請日より3か月以内に発行されたもので、続柄の記載があり、マイナンバーの記載がないもの。
※本市に住民登録をしている方で、閲覧に同意いただける場合は省略可能
- ⑤ 申請者名義の通帳等の写し
支店名や口座番号が記載されたもの
- ⑥ 事実婚関係に関する申立書（★該当者のみ）
- ⑦ 別世帯での婚姻関係に関する申立書（★該当者のみ）

お問い合わせ・申請窓口

小樽市 こども未来部 こども家庭課（こども家庭センター）

〒047-0008 小樽市築港11-1 ウイングベイ小樽1番街4階
電話:0134-32-5208 FAX:0134-32-8388
E-mail: kodomo-katei@city.otaru.lg.jp